

## 奈良市男女共同参画センター活動団体の登録制度に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市男女共同参画センター（以下「センター」という。）において男女共同参画社会づくりに向けた活動を継続的に行う団体を支援するための登録制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 センターで活動しようとする団体（以下「団体」という。）は、登録をしなければならない。

2 団体は、構成員が5人以上で、かつ、構成員の半数以上が奈良市に居住する者であつて、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、特別な理由がある場合については、この限りでない。

- (1) 活動目的に男女共同参画社会づくりに向けた取組みが含まれていること。
- (2) 活動内容が営利活動、政治活動又は宗教活動でないこと。
- (3) 参加を希望する者が加わることができること。

(登録の届出)

第3条 登録をしようとする団体は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 登録・更新申請書（別記様式）
- (2) 定款、規則又は会則
- (3) 構成員の名簿
- (4) その他必要と認める書類

(登録期間)

第4条 登録期間は、2年間とする。ただし、センターがその都度別に定める登録期間の途中において登録を受けた場合にあっては、当該登録期間の終期までとする。

(登録事項の変更等)

第5条 登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録事項に変更が生じた場合、速やかに届け出なければならない。

(登録の更新)

第6条 登録団体が登録の更新を希望する場合は、別に定める期間内に第3条に規定する書類を提出しなければならない。

(登録団体への支援措置)

第7条 登録団体に対しては、次に掲げる支援措置を行うものとする。

- (1) センターが実施する事業に関する情報の提供
- (2) 講演会その他男女共同参画に関する情報の提供
- (3) その他センターが必要と認める支援措置

(登録団体の責務)

第8条 登録団体は、次に掲げる事項を実施するように努めなければならない。

- (1) 登録団体のネットワーク化を図ること。
- (2) センターで継続的に活動を行うこと。
- (3) センターが実施する事業に積極的に参加すること。

(登録の取消し)

第9条 登録団体の活動がセンターの設置目的に照らして適当でないと認められるときは、当該登録団体の登録の取消しを受けることがある。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年5月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。